

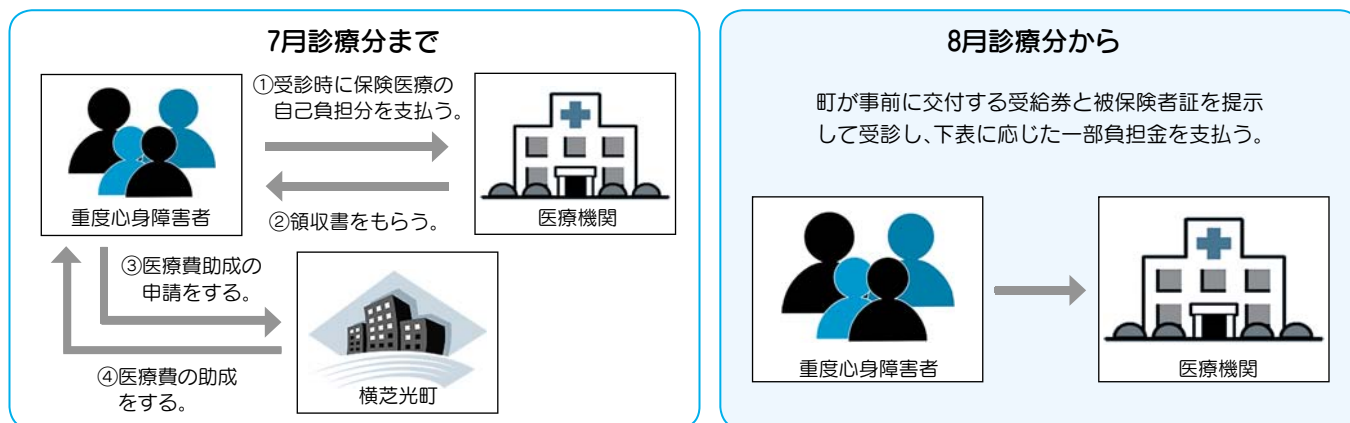
## 8月診療分から重度心身障害者 医療費助成制度が変わります

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班 ☎84-1257

重度心身障害者医療費助成制度は、7月診療分までは医療機関の窓口でいったん保険医療の自己負担分をお支払いいただき、その後に医療費の助成について福祉課へ申請していただきますが、8月診療分からは医療機関の窓口で被保険者証と重度心身障害者(児)医療費助成受給券を提示し、下表のとおり一定の一部負担金をお支払いいただくようになります。

※受給券を忘れた場合や県外の医療機関を利用した場合は、今までどおり領収書を福祉課へ提出してください。



	7月診療分まで	8月診療分から
対 象 者	身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方 療育手帳④・Aをお持ちの方	変更なし
受 給 方 法	償還払い (医療機関等の窓口で医療保険の自己負担分の3割または1割をお支払いいただき、後日その領収書を添えて町へ申請し、自己負担分が還付されます。)	現物給付 (医療機関等の窓口で被保険者証と町が発行する受給券を提示し、下記の一部負担金をお支払いいただきます。)
医療機関等での窓口負担	医療保険の自己負担分 ※償還払いでの助成で実質の負担はありません。	対象者と同じ医療保険に加入している世帯全員の町民税所得割が非課税の場合は、自己負担分はありません。 ※上記に該当しない場合は、通院1回につき300円、入院1日につき300円の一部負担がありますが、調剤は無料です。
年 齢 制 限	なし	8月1日以降に65歳以上で新たに対象の手帳(程度変更を含む)を取得した方は対象となりません。
所 得 制 限	対象者と同じ医療保険に加入している世帯全員の町民税所得割の合計が235,000円以上は支給停止となります。	変更なし
子ども医療費助成対象者の場合	子ども医療費助成が優先	変更なし

※注意事項 ●助成対象外●

- ・健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、食事代など
- ・交通事故など第三者行為に該当する場合
- ・学校などの管理下での負傷や疾病に対し、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」の対象になる場合

### 認知症高齢者の 家族等のごつい

認知症高齢者の介護をしている家族等が集まり交流を深める場です。

認知症の介護について学んだり、日ごろ悩んでいることや困っていることを語り合いませんか。

と き

8月3日(月)

午後2時～4時

と ころ

地域包括支援センター  
(特別養護老人ホーム  
第一松丘園内)

内 容

認知症疾患センター(浅井病院)相談員による講話や、情報交換などの交流会  
対 象 者  
認知症の高齢者を介護している方や経験者など

◆申込・問い合わせ

地域包括支援センター

☎(80)3339

福祉課介護班

☎(84)1257